

令和7年度 韮崎市社会福祉協議会事業計画

1. 運営方針

「アフターコロナ」への本格的な転換が始まり、コロナ禍前の日常に戻った昨年度は、世代を超えてお互いに支え合い、助け合ってきた地域のつながりの希薄化から、高齢者や障がい者、生活困窮者への支援、子どもの貧困問題など地域が抱えるニーズや課題が改めて浮き彫りになった一年でもありました。

こうした中、韮崎市地域福祉計画、本会策定の地域福祉活動計画がその計画期限を迎えたため、新たに「地域の絆で支え合う思いやりあふれるまちにらさき」を基本理念とした、韮崎市と本会の計画を一体化した同計画を策定いたしました。

誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送るために、地域の現状と課題を取り込み、地域住民・社会福祉の事業者・福祉関係団体等との協働による地域福祉活動を推進することを目的とした計画であります。

本年度は、この活動計画を着実に進めるほか、引き続き『生活支援体制整備事業』を重点事業に据え、住民や各種団体など様々な人々が連携し活動する「協議体」の創設に向け、地域での支え合いや生活支援の事業推進に取り組むとともに、子どもから障がい者、高齢者まで「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」というSDGsの理念の実現に向け、以下の運営方針に基づき活動してまいります。

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、福祉分野の「上位計画」としての性格をもつものです。

「地域福祉活動計画」は、法律上の規定はなく、同法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会を中心に、さまざまな主体が相互に協力して地域福祉を実践するため、社会福祉協議会が策定する住民の行動計画です。

- 1 地域福祉推進のため市や住民、福祉団体等と連携して課題の解決に取り組み、地域福祉活動計画を着実に進めます。
- 2 地域に開かれた組織として運営の透明性と中立性、公平性を確保します。
- 3 適正かつ公正な支出管理を行い、財務諸表の積極的開示等説明責任を果たします。
- 4 各種事業の実施に際し、参加者・関係者との連携、協働を推進します。
- 5 職員は倫理の保持と法令を遵守し、なお一層の資質向上に努めます。
- 6 SDGsの実現に向けて地域福祉の推進に取り組みます。

2. 活動目標

- 1 本会の活動について支部と連携し会員・地域住民の理解と協力を深めます。
- 2 高齢者や障がい者、子どもたちにやさしい福祉のまちづくりを推進します。
- 3 ボランティアの活動範囲拡大と共に地域住民の積極的な参加を呼び掛けます。
- 4 地域福祉活動の原資であることを念頭に置いた共同募金運動を推進します。
- 5 地域の高齢者の生きがい活動や在宅生活のサポート等の支援に努めます。
- 6 地域福祉活動のコーディネート機能を高め地域住民の連携に寄与します。
- 7 成年後見・法人後見・日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護を充実します。
- 8 指定管理施設（老人福祉センター、大草デイサービスセンター「こぶし荘」）の効率的な運営と安定した経営を目指します。
- 9 居宅介護支援事業所を自ら運営して地域の高齢者福祉を実践します。

3. 各種事業

（1）地域福祉推進事業

地域福祉活動の活性化を図り、子どもから高齢者・障がい者等が地域で安心して生活できる環境づくりを目標に、福祉活動の充実やボランティア活動の支援と育成等の各種事業を推進します。

① 地域福祉活動の推進

- 1 社会福祉協議会会員の確保
自主事業を積極的に展開するための財源確保に向け、本会の活動を積極的にPRすることで、本会の活動への理解を得られるよう努め、会費や寄付金の確保を図ります。
- 2 支部会活動及び地区に対する助成金等の支援と連携の強化
支部活動に対する助成金の交付のほか、各地区から、本会へ納付された会費の20%を還元し、各地区の福祉活動を助成します。
- 3 地域福祉活動への助成
各町への地域福祉活動助成金として、こどもの日及び敬老の日の事業に対する助成金を交付します。
- 4 韮崎市社会福祉大会の開催
社会福祉功績者表彰・感謝状の贈呈、小中学生による福祉作文の発表のほか、多彩な内容の講演等を通じて、地域で活動する福祉関係者同士の交流・連携の機会を提供しています。

5 福祉のこころ醸成事業の推進

市内小中学校を輪番で指定し、福祉のこころを養うための福祉講話や道徳教育、いのちの大切さについて、地域の関係者等と連携しながら学習する経費を助成します。

6 生活支援体制整備事業

地域づくりに興味、関心のある住民を対象に、地域支えあい勉強会を開催し、協議体設置に向けた活動を推進します。

7 有償ボランティアおたすけ隊の活動の推進

高齢者世帯に対して、簡単な家事支援を行う隊員の活動の連絡調整等を行います。また、定例会や隊員登録研修会を通じて隊員を養成します。

8 横断的な相談支援・連携体制の整備

福祉に係わるさまざまな相談支援を行うとともに、相談内容に応じて市役所関係課及び民生委員・児童委員や福祉施設等の関係機関との連携による支援を図ります。

② 高齢者支援事業

1 韮崎市シニアクラブ連合会及び韮崎市シニアカレッジの運営支援

高齢者の生きがいづくりや健康増進等のため、シニアクラブ連合会及びシニアカレッジの運営を支援します。

2 地域住民グループ支援事業

毎月1回、民生委員・児童委員の訪問による安否確認を行う際の手土産として乳酸菌飲料を持参します。その配付調整と支払い事務を行います。

3 韮崎市ねたきり高齢者訪問理容・美容サービス事業

理容・美容サービス料金の一部を助成します。サービス券の回収と支払い事務を行います。

4 韮崎市在宅高齢者等外出支援サービス事業

在宅ひとり暮らし高齢者の外出する際のタクシー代金を助成します。タクシー券の回収と支払い事務を行います。

5 韮崎市介護用品支給事業

在宅の高齢者等を介護している家族等に対してクーポン券を支給し助成します。クーポン券の回収と支払い事務を行います。

6 いきいき山梨ねんりんピック事業への参加支援

事業の開催内容の周知、参加者の募集・調整、開催当日の送迎等の支援を行います。

7 健康マージャンの推奨

頭脳スポーツとして「認知症予防に良い・脳トレ効果」があるといわれ

ています。老人福祉センターに麻雀ルームを常設し、参加者の拡大を図ります。

8 e スポーツの推奨

高齢者が気軽に取り組み、脳機能の活性化や社会的交流の確保を図れる健康増進長寿スポーツとして注目されている e スポーツを導入し、参加者の拡大を図ります。

③ 障がい者支援

1 在宅障がい児者（おひさまの会）療育指導

市内の在宅障がい児（者）とその保護者に対し、各種イベント及び研修会等を通じて生活作業訓練と療育指導を行います。

2 障がい者交流運動会の開催

韮崎市身体障害者福祉会、市内障がい者施設の利用者、在宅障がい者の方たちが競技を通じ積極的に交流し、親交を深めることを目的に開催します。

3 わくわくクッキング（障がい者）料理教室の開催

市内障がい者施設の利用者、在宅障がい者の方たちの自立支援に向けて年2回料理教室を開催します。

4 ユニバーサルボッチャ大会の開催

障がい者スポーツの周知と理解を深めるため、障がいの有無に係わらず子どもから高齢者まで、誰でもできるスポーツ「ボッチャ」の大会を山梨県ボッチャの会と連携しながら開催します。

5 障がい者父母の会との交流

韮崎市心身障がい児（者）父母の会と在宅障がい児者（おひさまの会）と情報交換しながら交流を図ります。

④ 子育て支援事業

1 みんなで地域を良くする事業（赤い羽根共同募金）

新生児一人につき一回、メッセージカードほか出産お祝い品（日用品）をお届けします。

2 安心安全なまちづくり支援事業（赤い羽根共同募金）

市内小学校の新入学児童に防犯ブザーを寄贈し、併せて防犯意識の啓発を図ります。

3 子ども食堂への支援（赤い羽根共同募金）

NPO法人「にららん」のこども食堂事業に対する助成を行います。法人との協働により、老人福祉センターを利用して、子どもたちに食

事と団らんの場を提供するこども食堂事業を行います。

4 登下校時における見守り活動の推進

シニアクラブ会員やボランティア会員等で、自宅付近で声掛けや見守りを出来る方に、スクールガードボランティアの登録を働きかけます。

5 子どもの居場所づくり

老人福祉センターを子どもの居場所として利用することと併せ、ボランティアによる、学習支援等について検討します。

⑤ ボランティア活動支援事業

1 各種ボランティア養成講座の実施

ボランティア養成講座ほか、おたすけ隊登録研修会、移動支援ボランティア事業活動支援研修、災害ボランティア研修等を実施し、福祉を支える人材の育成を図ります。

2 韮崎市ボランティアの会への支援

助成金を交付するとともに、事務局として、支部長会議の開催や会の活動、こぶしボランティア大会の開催を支援します。

3 災害時のボランティアによる支援体制の充実

災害発生時における支援体制の拡充を図るため、災害ボランティア養成講座の実施による人材育成やボランティアの登録を行います。

また、市の開催する災害ボランティアセンター運営訓練へ参加します。

4 ボランティア団体への支援

市内で活動する、朗読ボランティア「こぶしの会」・傾聴ボランティア「ロバとうさぎの会」・韮崎だんぼらの会等に助成し活動を支援します。

5 ふれあいボランティアの会への支援

ボランティア同士の横のつながりを構築する組織である「ふれあいボランティアの会」の事務局運営を行い、定例会・発表会の開催を支援します。

6 韮崎市介護支援ボランティア事業の推進

元気な高齢者によるボランティア活動の活性化と支援を図るため、介護サービス事業所や介護予防事業において活動するボランティアの養成と市内施設への派遣、活動についての研修等を実施します。

7 学生のボランティア体験の場の提供

福祉教育の推進を図り、ボランティア活動への理解と関心を高めるため、福祉施設や市立図書館他各種のイベント、街頭募金等ボランティア募集に係る情報と体験の場を提供します。

8 ボランティアに必要な資機材の整備

ボランティア活動に対する助成金の交付や車両の貸し出し等、必要な資

機材の整備と活動を支援します。

⑥ 広報活動事業

1 地域福祉に関する情報発信

社協だより・ボランティアだよりの発行（年4回）、ホームページの運営イベントのチラシの配布、市広報紙・市ホームページとの連携活用等を通じて、本会の活動内容、福祉サービス、介護保険事業について広く情報を発信します。

2 報道関係者への周知

本会に関する各種イベント情報を、報道関係者へ提供し報道を依頼します。

⑦ 赤い羽根共同募金事業

1 共同募金会韮崎市支会の事務局運営

2 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金の活動

3 自治会所有の施設整備

子どもから高齢者まで安全に楽しくすごせる環境づくりのため、自治会が所有している老人憩いの家及びちびっこ広場等の整備に係る経費を、地区からの要望に応じて助成します。

4 歳末助け合い事業

歳末に生活保護世帯に食糧品、16歳未満の障がい児に図書カードを贈り支援します。

5 安心安全なまちづくり支援事業(防犯ブザー配布・再掲)

6 みんなで地域を良くする事業(出産お祝い品贈呈事業・再掲)

7 火災見舞金の給付

8 赤い羽根共同募金に関する広報活動

9 生活困窮者支援事業「支え愛」用品購入

10 子ども食堂への支援（再掲）

⑧ 市内社会福祉団体の事務受託事業

シニアクラブ連合会、身体障害者福祉会、遺族会、赤十字奉仕団ほか、ボランティア団体等の事務を受託しています。

1 総会、定例会、研修会等に対する支援

2 収支予算・決算、事業実施に関する支援

3 会員の登録、入会等に関する支援

⑨ 生活福祉資金貸付相談事業

山梨県社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、生活困窮者の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付の相談援助を行います。

⑩ 生活困窮者自立支援事業（支え愛）（再掲）

市民等からの寄付と共同募金配分金を活用して、生活困窮の申し出がある者に対し、年3回を限度として食糧品や日用品を提供します。

⑪ 権利擁護事業

1 成年後見制度中核機関体制整備事業

市長寿介護課・福祉課とともに成年後見制度利用促進に係る中核機関を担い、成年後見制度について、市民への普及と正しい理解の促進を図ります。また、中核機関事務局会議や韮崎市成年後見制度利用促進協議会、支援方針検討会議において、権利擁護に関する事例検討を行います。

2 法人後見事業

本会が、成年後見人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

また、法人後見運営委員会を開催し、事業の円滑な実施を図ります。

⑫ 日常生活自立支援事業

認知症や障がいによって判断能力が不十分な人に対し、福祉サービス利用のための支援や日常的な金銭管理、重要書類等の保管等の日常生活への支援を行うことで、利用者の権利擁護を図ります。

⑬ 移動支援事業

1 概ね65才以上の高齢者世帯、障がい者世帯等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ボランティアに移動用車両を貸出し、日常生活に必要な移動を支援します。

2 ボランティア活動の推進及び車いす利用者の日常生活における利便性の向上を図るため、本会が管理しているボランティア車両・車いす対応型車両の貸し出しを行います。

(2) 韮崎市指定管理施設の受託運営（令和3年～令和7年度）

老人福祉センターと大草デイサービスセンターを受託しています。

利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供と適正な施設の管理運営に努めます。

① 老人福祉センターの管理運営

- 1 温泉を含む施設の衛生管理、安全管理の徹底
- 2 省エネによる経費の節減
- 3 利用者の増加（憩いの場・集いの場）につながるサービスの実施
 - ア 「老人福祉センターまつり」の開催
 - イ ボランティア等の出演による「わくわく広間」の定期的な開催
 - ウ 甘酒の無料配付や冬至のゆず湯など季節に合わせたサービスの実施
 - エ 利用回数券による割引サービスの実施
 - オ 広報活動による新たな利用者の確保
 - カ 舞踊部への支援と発表の場の提供
 - キ 9月を敬老月間とし入館無料サービスの実施
 - ク 地域の福祉活動への施設及び備品の貸出
 - ケ 健康体操（百歳体操）の実施
- 4 福祉避難所としての運営訓練への参加
- 5 障がいのある方やひとり親家庭に向けたPRのほか、子どもの居場所としての活用を検討します。
- 6 福祉バス「こぶし号」の管理運行受託
市内各地域と老人福祉センターへの間を往復する移送サービス及び市内各地域で行われる福祉関係行事への送迎サービスの提供

② 大草デイサービスセンターの管理運営（通所介護事業）

- 1 「こぶし荘」の適正な管理運営
- 2 施設の衛生管理や感染予防、虐待防止、安全管理等の徹底
- 3 個々のニーズに即した対応
アンケートにより、利用者・家族の要望等を把握して、心身機能の維持向上を図るレクリエーションや機能訓練を行います。
- 4 地域包括支援センター等との連携強化
- 5 ボランティアの受け入れ
- 6 災害時要配慮者の福祉避難所としての受入れ
- 7 資格取得者、学生等の実習受け入れ
- 8 通年行事
 - ア 月間行事：誕生日会(毎月)
 - イ 週間行事：レクリエーション、機能訓練、カラオケ
 - ウ 季節行事：4月お花見、7月七夕、8月夏祭り、9月敬老会、10月運動会・紅葉見学、11月焼き芋会、12月クリスマス会、1月かるた大会、2月節分、3月ひな祭り

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防段階等の利用者が、自宅で自立した生活が送れるよう、機能訓練等の支援を行います。

◇通所型サービス

事業所名：大草デイサービスセンターこぶしクラブ

① 定率型

ア 営業日：月・木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

イ サービス提供時間：午前9時30分～11時30分

②独自型

ア 営業日：月～土曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

イ サービス提供時間：午前9時15分～午後4時20分

(3) 介護保険事業（自主事業）

① 居宅介護支援事業

介護サービス利用者が地域で可能な限り自立した生活を送り、介護者も安心して在宅介護を継続できるよう、ケアマネージャーが保健・医療・福祉と連携して、地域資源の活用を含めたサービス利用計画の作成を行います。

- 1 地域包括支援センター及び各居宅サービス事業所との連携強化
- 2 ケアマネージャー相互の情報交換、研修会等の参加
- 3 地域ケア会議等への積極的な参加
- 4 認定調査の受託